

伊賀市告示第 52 号

伊賀市民美術展覧会審査員要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市民美術展覧会審査員要綱の一部を改正する告示

伊賀市民美術展覧会審査員要綱（平成 18 年伊賀市告示第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「10,000 円」の次に「及び当該審査のために要した交通費の実費相当額」を加え、同条第 2 号中「6,000 円」の次に「及び当該作品講評会解説のために要した交通費の実費相当額」を加える。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 27 号

伊賀市病児保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月6日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市病児保育事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市病児保育事業実施要綱（令和2年伊賀市告示第273号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第7条中「ものとする」を削る。

別表中「所得税課税世帯」を「市町村民税所得割課税世帯」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 28 号

介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、下記の事業者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和5年3月8日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会
代表者名	会長 平井 俊圭
廃止する事業所名	地域デイサービスセンター岳の里
廃止する事業所の所在地	三重県伊賀市高尾 2450 番地
事業所番号	2491200180
廃止年月日	令和5年3月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 29 号

伊賀市防災情報システム（地域情報発信システム）使用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月10日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市防災情報システム（地域情報発信システム）使用に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市防災情報システム（地域情報発信システム）使用に関する要綱（令和4年伊賀市告示第155号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「地域情報発信システム使用申請書」を「地域情報発信システム使用承認申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により市長の承認を受けた団体がその代表者を変更した場合において、継続して地域情報発信システムを使用するときは、当該団体の代表者は、遅滞なく前項に規定する同意書を提出しなければならない。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前条第2項の規定による同意書の提出がないときは、当該団体に係る地域情報発信システムの使用の承認を取り消すことができる。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（使用終了届）

第7条 第5条第1項の規定により市長の承認を受けた団体の代表者は、地域情報発信システムの使用を終了しようとするときは、使用終了届（様式第5号）を提出しなければならない。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

様式第4号の次に次の1様式を加える。

【様式第5号】

附 則

この告示は、令和5年3月10日から施行する。

伊賀市告示第 30 号

人権生活環境部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

人権生活環境部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

人権生活環境部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 21 条ただし書の規定により財産処分について制限をする」を「第 22 条ただし書に規定する市長が定める」に、「の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具」を「に規定する市長が指定するもの」に改める。

別表 1 人権政策・男女共同参画課の表の表題を「1 人権政策課」に改め、同表 2 同和課の表 2 の項を削り、同表 3 市民生活課の表を次のように改める。

3 多文化共生課

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
区分	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業等の内容	補助金等の額又は交付率	補助対象者等の範囲
1	国際交流協会補助金	幅広い国際交流活動を促進し、市民相互の理解を深め多文化共生社会の実現を図る。	国際交流事業及び多文化理解推進事業に要する経費	予算に定める額	伊賀市国際交流協会

別表 4 環境政策課の表の表題を「4 生活環境課」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。

伊賀市告示第 31 号

伊賀市市政出前講座実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市市政出前講座実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号）第 2 章の規定及び市政に関する情報を市民と共有するための指針に基づき、伊賀市（以下「市」という。）が市の現状や取組をはじめとする市政に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民の市政参画の機会を拡大することを目的として行う伊賀市市政出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供する出前講座の設定)

第 2 条 市は、出前講座のテーマ及び内容をあらかじめ設定し、これを示すものとする。

2 市は、前項の規定により示す出前講座以外の内容の出前講座について実施の要望があったときは、検討の上実施の可否を決定するものとする。

(出前講座の利用)

第 3 条 出前講座は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員に含まれる団体が利用することができる。

2 出前講座の利用は、原則として当該出前講座を受講する者が 10 名以上であることが見込まれることを要する。

3 前項の出前講座を受講する者は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、当該出前講座を利用しようとする団体の構成員であることを要しない。

(利用の申込み等)

第 4 条 出前講座を利用しようとする団体は、出前講座の実施を希望する日の 1 月前までに、利用を希望する出前講座を所管する課に伊賀市市政出前講座申込書（様式第 1 号）により申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みを受けた課は、当該団体に対し実施の可否を連絡するとともに

に、出前講座を実施する場合にあっては、日程その他出前講座の実施に当たって必要な事項について調整を行うものとする。

- 3 第1項の規定による申込みを受けた課は、出前講座の実施の有無にかかわらず、提出された伊賀市市政出前講座申込書の写しを秘書広報課に提出するものとする。

(実施する場所)

第5条 出前講座を実施する場所は、当該出前講座を利用する団体がその責任において確保するものとする。

- 2 出前講座を実施する場所は、市域内に限る。

(利用料等)

第6条 出前講座の利用は、無料とする。

- 2 出前講座の実施に係る会場使用料その他必要な費用は、当該出前講座を利用する団体がこれを負担するものとする。

(実施結果の報告)

第7条 出前講座を利用した団体は、その利用後速やかに伊賀市市政出前講座受講アンケート(様式第2号)を当該出前講座を所管する課に提出するものとする。

- 2 前項の規定による伊賀市市政出前講座受講アンケートの提出を受けた課は、その写しを秘書広報課に速やかに提出するものとする。

(利用回数の上限等)

第8条 出前講座の利用回数の上限は、これを設けない。ただし、出前講座は、これを濫用することなく、良識をもって利用しなければならない。

(実施の制限)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とした催しに係るおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する出前講座の目的に反するおそれのあるとき。

(安全な実施の確保)

第10条 出前講座を利用する団体及び所管する課は、その役割に応じて、出前講座を安全に実施するために必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 32 号

伊賀市やはたまちづくり検討会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月10日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市やはたまちづくり検討会議設置要綱を廃止する告示

伊賀市やはたまちづくり検討会議設置要綱（平成23年伊賀市告示第178号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年3月10日から施行する。

伊賀市告示第 33 号

道路の占用の制限に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により道路の占有を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 占有を制限する道路の路線名及び区域（区間）

整理番号	路線名	占有を制限する区域（区間）
①	市道茅町駅四十九新池線	起点 伊賀市問屋町 1 番 1 地先 終点 伊賀市四十九町字鍋沢 3195 番 1 地先
②	市道茅町駅四十九新池線	起点 伊賀市問屋町 14 番 4 地先 終点 伊賀市問屋町 14 番 5 地先
③	市道卸商業団地線	起点 伊賀市下友生字欠ノ前 2888 番 2 地先 終点 伊賀市問屋町 75 番地先
④	市道桑町恵美須町線	起点 伊賀市上野桑町 2132 番 2 地先 終点 伊賀市上野恵美須町 1627 番 1 地先
⑤	市道矢倉谷桜谷線	起点 伊賀市四十九町字矢倉谷 1183 番 3 地先 終点 伊賀市四十九町字下教免 1948 番 1 地先
⑥	市道市民病院線	起点 伊賀市四十九町字矢倉谷 1270 番 3 地先 終点 伊賀市四十九町字風呂ヶ谷 831 番 2 地先
⑦	市道子ヶ谷線	起点 伊賀市島ヶ原字切下シ 6751 番 1 地先 終点 伊賀市島ヶ原 5825 番 1 地先

⑧	市道平田広垣内線	起点 伊賀市島ヶ原字平田 4897 番 6 地先 終点 伊賀市島ヶ原字広垣内 5826 番 1 地先
⑨	市道北部公園西線	起点 伊賀市阿保字澤代 176 番 1 地先 終点 伊賀市阿保字澤代 290 番 1 地先
⑩	市道阿保沢代線	起点 伊賀市阿保字椈ヶ森 118 番 1 地先 終点 伊賀市阿保字澤代 269 番 6 地先
⑪	市道阿保椈ヶ森線	起点 伊賀市阿保字椈ヶ森 158 番地先 終点 伊賀市阿保字椈ヶ森 119 番 1 地先
⑫	市道西明寺緑ヶ丘線	起点 伊賀市西明寺字中川原 744 番 1 地先 終点 伊賀市西明寺字大澤 1926 番 2 地先
⑬	市道四十九町ゆめが丘線	起点 伊賀市ゆめが丘 3 丁目 15 番 1 地先 終点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 22 番 1 地先
⑭	市道ゆめが丘環状線	起点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 1 番 9 地先 終点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 22 番 1 地先
⑮	市道ゆめが丘 45 号線	起点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 1 番 9 地先 終点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 6 番地先
⑯	市道丸之内伊賀上野橋線	起点 伊賀市平野中川原 555 番 1 地先 終点 伊賀市小田町字沢之谷 627 番 1 地先
⑰	市道別府小学校前線	起点 伊賀市別府字中嶋 511 番 1 地先 終点 伊賀市桐ヶ丘一丁目 360 番地先
⑱	市道阿保青山線	起点 伊賀市桐ヶ丘一丁目 360 番地先 終点 伊賀市桐ヶ丘七丁目 116 番地先
⑲	市道花之木古山神戸線	起点 伊賀市比土字上ノ代 3156 番 1 地先 終点 伊賀市比土字東賀柳 2646 番 1 地先
⑳	市道出屋敷伊賀神戸停車場線	起点 伊賀市比土字上ノ代 3161 番 1 地先 終点 伊賀市比土字上ノ代 3156 番 1 地先
㉑	主要地方道上野大山田線 (伊賀市管理区間)	起点 伊賀市上野丸之内 57 番 2 地先 終点 伊賀市上野東町 2961 番 3 地先

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占有制限の開始日

令和5年3月17日

伊賀市告示第 34 号

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）第 2 条第 2 項に規定する上野図書館阿山図書室及び上野図書館大山田図書室における伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）第 5 条第 2 項に規定する損害の弁償及び同規則第 10 条第 2 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する費用の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 中村 忠明
所在地 伊賀市西明寺 3240 番地の 2

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 35 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び同法第 115 条の 12 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
事業者の主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市池浦町四丁目 7 番 18 号
代表者名	代表取締役 浅野 雅良
代表者の住所	東京都板橋区桜川三丁目 5 番 10-103 号
事業所名	愛の家グループホーム伊賀
事業所の所在地	伊賀市四十九町 2450 番地の 7
事業所番号	2 4 9 1 2 0 0 2 5 5
指定年月日	令和 5 年 4 月 1 日
サービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

伊賀市告示第 36 号

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）別表第 1、別表第 2 並びに別表第 9 の 5 の項から 14 の項まで、16 の項及び 23 の項に規定する証明書等の手数料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部中部支店
支店長 藤懸 孝司
所在地 愛知県名古屋市中区栄一丁目 12 番 17 号

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 14 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

外山区

代表者の氏名 松居 豊

代表者の住所 伊賀市外山 252 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 岡本 智

新代表者の氏名 松居 豊

旧代表者の住所 伊賀市外山 246 番地の 12

新代表者の住所 伊賀市外山 252 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 2 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 38 号

伊賀市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱（平成 24 年伊賀市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「添え」を「添付し（インターネットを利用して口座振替の依頼をした場合を除く。）」に、「提出し」を「申し出」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「前条の」の次に「規定による」を加え、「申出者」を「被保険者」に改め、同項第1号中「被保険者又はその連帯納付義務者（以下「被保険者等」という。）が、当該」を「前条の規定による」に改め、「それまでに」の次に「当該被保険者に」を加え、「滞納している」を「滞納がある」に改め、同項第2号中「申出がなされた日以前に」を「前条の規定による申出をした時点において」に、「被保険者等」を「それまでに当該被保険者又はその連帯納付義務者」に、「場合において」を「場合で」に、「一部又は全部」を「全部又は一部」に、「滞納している場合」を「滞納があるとき。」に改め、同条第2項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「場合は」を「ときは」に改め、「当該」の次に「被保険者の」を加え、「ものとする」を削る。

第4条中「により」の次に「第2条の規定による」を加え、「被保険者等」を「被保険者又はその連帯納付義務者（以下「被保険者等」という。）」に改める。

第5条中「始期」を「時期」に改める。

第6条第1項中「については」を「があるときは、当該被保険者等に対し」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「について納付を依頼する」を「を納付する」に改め、同項第2号中「を申し出る」を「の申出をする」に改め、同項第3号中「第1号に定める期限までに」を削り、「保険料を」の次に「その納付期限（第1号の納付期限をいう。以下同じ。）までに」を加え、「第2条の規定により当該被保険者が提出した納付方法変更申出を無効と

する」を「保険料の納付方法を特別徴収に変更する場合がある」に改め、同条第2項中「場合」を「旨」に、「について」を「(以下「弁明」という。)」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項の弁明書により」を「弁明によっても」に改め、「の理由」を削り、「やむを得ない」を「やむを得ない」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項の」の次に「規定による」を加え、「第2項の弁明書を提出しなかった」を「弁明をしなかった」に、「前項の規定により弁明書の理由を却下された」を「弁明によっても保険料の滞納についてやむを得ない理由があると認められなかった」に改め、「かつ」を削り、「に規定する」を「の規定による」に改め、「納付期限」の次に「(前項の規定により納付期限を変更した場合は、その変更後の納付期限)」を加え、「第2条の規定により当該被保険者等が提出した納付方法変更申出を無効とする」を「市長は、当該被保険者等の保険料の納付方法を特別徴収に変更する」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条中「第3条」を「市長は、第3条」に、「のうち、申出を撤回する」を「から保険料の納付方法を特別徴収に変更する」に、「これを」を「当該被保険者等の保険料の納付方法を特別徴収に」に改める。

第8条中「第6条第5項」を「第6条第4項」に、「申出」を「規定」に、「再変更する」を「特別徴収に変更する」に、「を停止する」を「による保険料の納付が停止になる」に改め、「特別徴収」の次に「による保険料の納付」を加え、「始期」を「時期」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

附 則

この告示は、令和5年3月24日から施行する。

伊賀市告示第 39 号

伊賀市LED街路灯の支給に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市LED街路灯の支給に関する要綱を廃止する告示

伊賀市LED街路灯の支給に関する要綱（令和元年伊賀市告示第93号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 40 号

伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成20年伊賀市条例第47号）第30条第4項の規定により
次の景観形成対象物の指定を解除したので、同項の規定により告示する。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

記

景観形成対象物	景観形成対象物所在地
百五銀行上野中央支店	伊賀市上野東町 2961 番地

伊賀市告示第 41 号

伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付要綱（令和4年伊賀市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「又は5月」を「から8月まで」に改める。

第6条中「次に掲げる」を「伊賀市認可外保育施設利用証明書（様式第2号）その他市長が必要と認める」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請の期限は、補助金対象経費となる各月分の利用料ごとに、その月の翌月1日から起算して2年を経過する日とする。

第8条第1項中「規定により」を「規定による補助金の」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第4号を次のように改める。

【様式第4号】

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 42 号

教育委員会関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

教育委員会関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育委員会関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条ただし書の規定により財産処分について制限をする」を「第22条ただし書に規定する市長が定める」に、「の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具」を「に規定する市長が指定するもの」に改める。

別表4文化財課1の項中「という。）」の次に「又は「勝手神社の神事踊」（以下「神事踊」という。）」を加え、「ダンジリ行事の」を「ダンジリ行事又は神事踊の」に、「250万円」を「ダンジリ行事は250万円を、神事踊は50万円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 43 号

伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第1項の規定に基づき伊賀市中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条の規定に基づき、伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関する事項その他市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民からの公募による者
- (4) 副市長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から基本計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的な事項について調査、研究等を行うために専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興部中心市街地推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う

伊賀市告示第 44 号

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱（平成 23 年伊賀市告示第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(設置)」に改める。

第 2 条の見出しを「(利用目的)」に改め、同条中「市が」及び「を使用する目的」を削り、「次」の次に「の各号」を加え、「限る」を「限り、利用することができる」に改め、同条第 1 号中「・委員会等」を「、委員会等」に改め、同条第 3 号中「その他市長」を「前 2 号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 3 条中「の登録対象者」を「への登録の対象となる者」に、「にすべて」を「のいずれにも」に改め、同条第 1 号中「在住、在勤、在学又は団体等の活動の拠点を有する」を「在住し、在勤し、若しくは在学し、又は本市に活動の拠点を有する団体等に属する」に改める。

第 4 条の見出しを「(登録手続)」に改め、同条中「を市長に提出する」を「により市長に申請する」に改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、人材バンクへの登録の可否を決定し、その決定の内容を伊賀市男女共同参画人材バンク登録決定(不決定)通知書(様式第 2 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

第 5 条第 2 項中「審査の必要」を「前項の規定により登録の可否を決定するときは、必要」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「人材バンクに登録しない決定をした申込者に対して、市長は、前項の」を「市長は、第 1 項の規定により人材バンクに登録しないことを決定したときは、同項の規定による」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 6 条の見出し中「管理」の次に「及び閲覧」を加え、同条第 1 項中「(以下「台帳」という。)」を「。以下「台帳」という。」に、「は、伊賀市個人情報保護条例(平成 16 年伊賀市

条例第16号)」を「を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「この台帳を閲覧する場合」を「台帳を閲覧しようとする者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 台帳は、第2条の規定により人材バンクを利用する場合に限り、閲覧することができる。
第6条に次の1項を加える。

4 台帳を閲覧した者は、当該閲覧の目的が完了したときは、その結果を人権政策課長に報告するものとする。

第7条の見出し中「登録事項」を「登録内容」に改め、第1項中「登録者」を「第5条第1項の規定により人材バンクへの登録を決定された者（以下「登録者」という。）」に、「登録内容」を「当該登録の内容」に、「場合」を「とき」に、「を届け出なければ」を「により市長に変更の申出をしなければ」に改め、同条第2項中「登録内容」を「当該登録」に、「場合」を「とき」に、「を届け出なければ」を「により市長に抹消の申出をしなければ」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 45 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	社会福祉法人 洗心福祉会
事業者の主たる事務所の所在地	津市本町 26 番地 13 号
代表者名	理事長 山田 純大
代表者の住所	津市一身田豊野 1406 番地 518
事業所名	きらめき工房いが
事業所の所在地	伊賀市愛田 513 番地
事業所番号	2 4 9 1 2 0 0 2 6 3
指定年月日	令和 5 年 4 月 1 日
サービス種類	共生型地域密着型通所介護

伊賀市告示第 46 号

伊賀市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱(平成19年伊賀市告示第177号)の一部を次のように改正する。

第1条中「上野市住宅新築資金等貸付条例」を「廃止前の上野市住宅新築資金等貸付条例」に改め、「廃止前の」を削る。

第6条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第7条第3項中「前項」の次に「の規定」を加え、「手続き」を「手続」に改める。

第10条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「する。この」を「し、当該」に、「債務者が不在の場合には、訪問時不在通知」を「再度の訪問の際債務者が不在の場合には、訪問時不在通知」に改める。

第13条中「の各号の一に規定する事由のある」を「各号のいずれかに該当する」に、「あきらか」を「明らか」に改める。

第16条第1項中「したがい」を「従い」に、「必要な」を「、必要と認める」に改め、同条第2項中「したがい」を「従い」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月28日から施行する。

伊賀市告示第 47 号

伊賀市福祉資金貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市福祉資金貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市福祉資金貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱（平成 19 年伊賀市告示第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに伊賀町福祉資金貸付けに関する条例」を「、伊賀町福祉資金貸付けに関する条例」に改める。

第 10 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 3 号中「する。この」を「し、当該」に、「債務者が不在の場合には、訪問時不在通知」を「再度の訪問の際債務者が不在の場合には、訪問時不在通知」に改める。

第 13 条中「の各号の一に規定する事由のある」を「各号のいずれかに該当する」に、「あきらか」を「明らか」に改める。

第 15 条第 1 項中「したがい」を「従い」に、「必要な」を「、必要と認める」に改め、同条第 2 項中「したがい」を「従い」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月28日から施行する。

伊賀市告示第 48 号

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年伊賀市規則第 16 号。以下「規則」という。）及び伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が別に定める機関等について、次のとおり定め、令和 5 年 3 月 28 日から適用する。

なお、令和 4 年伊賀市告示第 215 号は、令和 5 年 3 月 27 日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 規則第 4 条及び第 13 条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）

- 2 条例第 20 条第 1 号及び第 2 号並びに第 21 条第 1 号及び第 2 号の各表に規定する建築物エネルギー消費性能向上法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - ア 登録住宅性能評価機関が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

ウ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、ウ又はエに限る。

ア 登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

エ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

3 条例第20条第1号及び第2号並びに第21条第1号及び第2号の各表に規定する建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

(2) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

4 条例第22条第1号及び第2号の各表に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付

を受けたものとする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面

ア 登録住宅性能評価機関が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

イ 法第 35 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 25 条第 2 項の通知文及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書及び検査済証

エ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

オ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の場合については、アを除く。

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能判定機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 前号イに掲げる書面

エ 前号ウに掲げる書面

オ 前号オに掲げる書面

5 条例第 22 条第 1 号及び第 2 号の各表に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める評価方法とする。

- (1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)、及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法
- (2) 前号以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

伊賀市告示第 49 号

伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 25 年伊賀市規則第 15 号。以下「規則」という。）及び伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が別に定める機関等について、次のとおり定め、令和 5 年 3 月 28 日から適用する。

なお、令和 4 年伊賀市告示第 216 号は、令和 5 年 3 月 27 日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 規則第 2 条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）

- 2 条例第 16 条第 1 号及び第 2 号の各表に規定する低炭素化促進法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - ア 登録住宅性能評価機関が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

ウ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、ウ又はエに限る。

ア 登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

エ 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

3 条例第16条第1号及び第2号の各表に規定する低炭素化促進法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

(1) 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分（一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合を除く。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)又はロ(2)の規定に基づく評価方法

(2) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1号イ(2)又はロ(2)の規定に基づく評価方法

伊賀市告示第50号

伊賀市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市移住支援補助金交付要綱（令和2年伊賀市告示第107号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第76号）」の次に「第25条及び」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「対象者は」の次に「、次に掲げる要件のうち」を加え、「次に掲げる要件のうち」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第3号ア(7)及び同号イ(7)中「東京圏以外の地域」を「伊賀市内」に改め、同条第4号イ中「地方創生テレワーク交付金」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 関係人口に関する要件として、伊賀市が実施する「一日移住体験ツアー“ぐるっと伊賀巡り”」に参加した実績を有する者であること、又は伊賀市内の小学校、中学校若しくは高等学校を卒業した申請時点において満45歳未満の者であって、3親等内の親族が市内に在住しているものであること。

第3条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に、「30万円」を「100万円」に改め、同項ただし書中「次条に規定する申請者」を「補助金の交付を受けようとする者」に改め、「場合は」の次に「、当該18歳未満の世帯員は」を加える。

第4条第2号及び第3号中「同条」を「第2条」に改める。

第5条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊賀市移住支援補助金交付要綱第2条第3号ア(7)、同号イ(7)、同条第5号及び第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に伊賀市に転入した者について適用し、同日前に伊賀市に転入した者については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 51 号

伊賀市り災証明書等交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市り災証明書等交付要綱

伊賀市り災証明書交付要綱（令和元年伊賀市告示第 99 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内で発生した災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（火災を除く。以下「災害」という。）によって生じた被害の状況に対する証明書（以下「り災証明書等」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のために使用している建物
- (2) 住家以外の物件 神社、仏閣等住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物並びに自動車等の動産その他これに類するものをいう。

（証明書の種類及び内容）

第 3 条 この要綱により交付するり災証明書等の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) り災証明書 法第 90 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害（当該災害と当該被害との因果関係を市が確認できるものに限る。）について、その被害の程度を証明するものをいう。
- (2) 被災届出証明書 災害による住家の被害（当該災害と当該被害との因果関係を確実な証拠により立証できないものに限る。）又は住家以外の物件の被害について市長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 前項に規定するり災証明書等は、災害による被害額は証明しないものとする。

(り災証明書等の交付対象者)

第4条 り災証明書等の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）
- (2) 住家又は住家以外の物件の所有者の承諾を得て当該住家又は住家以外の物件を使用する者

(り災証明書等の交付申請)

第5条 り災証明書の交付を受けようとする者は、罹災後 90 日以内にり災証明願兼り災証明書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出書兼被災届出証明書（様式第2号）に被災の状況が分かる写真、書類等を添えて市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による申請又は前項の規定による届出をする者は、運転免許証、旅券その他当該者が本人であることを示す書類を提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による申請及び第2項の規定による届出は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は、その代理を証する委任状を提出しなければならない。

(実地調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当））等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請に係る被害について、当該申請をした者が準半壊に至らない被害であることを自ら判定しており、かつ、当該申請をした者から提出があった被害の状況を示す写真等の資料により準半壊に至らないことが一見して明らかに判定できる場合は、当該申請をした者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出に添付された写真、書類等により罹災状況を確認するものとし、原則として実地調査は行わないものとする。

(り災証明書等の交付)

第7条 市長は、前条第1項本文の規定による調査（同項ただし書の規定により実地調査を省略した場合を含む。）又は同条第2項の規定による確認の結果、り災証明書等の交付を適当と認めるときは、様式第1号によるり災証明書又は様式第2号による被災届出証

明書を交付するものとする。ただし、被災届出証明書については、その提出先において特に様式の定めがあるときは、当該様式への証明をもってこれに代えることができる。

2 前項の規定によるり災証明書の交付は、原則として1世帯につき1枚とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(再調査の申請)

第8条 り災証明書の交付を受けた者は、当該り災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該り災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、り災認定再調査申請書(様式第3号)により市長に再調査の実施を申請することができる。

(手数料)

第9条 り災証明書等の交付に係る手数料は、り災証明書等が伊賀市手数料条例(平成16年伊賀市条例第115号)第6条第4号に掲げるところに該当するものとして、同条の規定により減免する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 53 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権で下記の者を住民基本台帳から削除したので、同施行令第 12 条第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

氏名	住所	生年月日
佐久田 雅美	伊賀市緑ヶ丘南町 3875 番地の 2 コトヴェール	昭和 28 年 1 月 16 日
大久保 荒和	伊賀市四十九町 2151 番地の 1 マルベリハヤトⅢ 401 号室	昭和 30 年 7 月 19 日

伊賀市告示第54号

伊賀市空家等除去費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空家等除去費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空家等除去費補助金交付要綱(令和元年伊賀市告示第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に定めるもののほか」を「第25条及び第26条の規定に基づき」に改める。

第3条中「この」の次に「要綱による」を、「補助金」の次に「(以下「補助金」という。)」を加え、「かつ」を「であって」に改め、同条ただし書中「特定空家等」の次に「の除却工事」を加え、「該当し」を「、補助金の交付の対象とし」に改め、同条第2号中「この」を削り、「3月31日」を「2月末日」に改め、同条第3号中「この」を削る。

第4条第1項中「この」を削り、「のいずれにも該当する」を「に掲げる条件のいずれをも満たす」に改め、同項第1号中「当該空家等」を「補助対象工事を行う特定空家等(以下「対象空家等」という。)」に、「又は相続人」を「若しくは相続人」に改め、同項第2号中「当該空家等の所有者の居住する市区町村民税」を「本市の市税」に改め、同項第3号中「に当該空家等」を「に対象空家等」に、「、当該空家等」を「、当該対象空家等」に改め、同条第2項中「に規定するもののほか」を「の規定にかかわらず」に改める。

第5条第1項中「補助の」を「補助金の交付の」に改め、同項第1号中「除却工事費」を「対象空家等の除却工事費」に改め、同項第2号中「除却工事」を「対象空家等の除却工事」に改め、同項第3号中「前2号」の次に「に掲げる経費」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、当該空家等」を「対象空家等」に、「及び」を「又は」に改める。

第6条第1項ただし書中「及び」の次に「その」を加え、「の世帯」を「である場合」に改める。

第7条の見出しを「(交付申請及び交付の制限)」に改め、同条第1項中「提出し」を「申請し」に改め、同条第1項第2号中「補助対象空家等」を「対象空家等」に改め、同項第7号中「の居住する市区町村民税」を「が本市の市税」に改め、同項第8号中「第4条第

1項第3号」の次に「に定める場合」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項第9号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 補助申請者が対象空家等の所有者の直系血族又は相続人である場合は、その関係が分かる書類

第8条第1項中「を審査の上」を「の審査を行い」に改め、「より」の次に「当該」を加え、同条第2項中「認められる」を「認める」に改め、「より」の次に「当該」を加え、同条第3項中「交付決定」を「規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）」に、「除却工事」を「補助対象工事の」に改め、同項第1号中「工事請負契約書」を「補助対象工事の工事請負契約書」に改め、同項第2号中「よる」の次に「届出に係る」を加え、「(同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。)」を削る。

第9条第1項中「補助金の」を削り、「変更又は」を「変更し、又は補助対象工事を」に、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項中「より」の次に「当該」を加える。

第10条中「本要綱による」を「補助対象工事に係る」に改める。

第11条中「提出し」を「報告し」に改め、同条第1号中「領収書」を「補助対象経費の領収書」に改め、同条第2号中「除却工事」を「補助対象工事」に改め、同条第3号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「補助対象工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第12条中「に規定する実績報告」を「の規定による報告」に改め、「より」の次に「当該」を加える。

第13条第1項中「補助事業者」を「前条の規定による通知を受けた補助事業者」に改め、「補助金の交付を請求しようとするときは」を削り、「を市長に提出し」を「により市長に補助金の交付を請求し」に改める。

第14条中「取り消し、又は補助金の返還を命ずる」を「取り消す」に改め、同条第2号中「変更承認」を「第9条第2項の規定による変更の承認」に改め、同条第3号中「申請内容を変更又は」を「補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を」に改め、同条第5号中「掲げる調査」を「規定する現地調査」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、

当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に期限を定めてその返還を命じるものとする。

第15条中「除却した」を「対象空家等を除却した」に改める。

第16条中「市長」を「、市長」に改める。

様式第1号中「の居住する市区町村民税」を「が市税」に改め、「(9) その他市長が必要と認める書類」を「(9) 補助申請者が所有者の直系血族又は相続人である場合、その関係
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
が分かる書類」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 55 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年伊賀市条例第 23 号）第 10 条第 2 項に規定する駐車料金並びに同条例第 11 条第 1 項に規定する前売駐車券及び定期券の販売収入金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 近鉄ファシリティーズ株式会社中部支店三重営業所
営業所長 村井 弘典
所在地 津市栄町 1 丁目 820 番地

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 60 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

西条区自治会

代表者の氏名 高須 道也

代表者の住所 伊賀市西条 88 番地の 2

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 高須 道也

新代表者の氏名 服部 多加秀

旧代表者の住所 伊賀市西条 88 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市西条 401 番地の 18

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市西条 88 番地の 2

新事務所の所在地 伊賀市西条 401 番地の 18

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 57 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）第 6 条に規定する使用料（運動施設に係るものに限る。）の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社西條
代表取締役 中村 浩
所在地 伊賀市中友生 1240 番地

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 58 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市告示第 59 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 縦覧期間及び時間 令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 5 月 1 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
- 2 縦覧場所 伊賀市役所財務部課税課資産税係

伊賀市告示第 60 号

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱（平成 28 年伊賀市告示第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「に掲げる」を「の各号のいずれかの」に改める。

第 6 条第 2 項中「7 時間 30 分」の次に「以内、かつ、週 37 時間 30 分以内」を加える。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 61 号

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「居住又は」を「居住し、又は」に改め、同条第 2 号中「実施する」の次に「伊賀市内の」を加え、「情報を提供する」を「当該情報を提供する」に改め、同条第 3 号中「平成 28 年 7 月 1 日」の次に「付けで」を加える。

第 4 条第 1 項中「を利用して」を「への」に、「情報を登録しよう」を「情報の登録（以下「バンク登録」という。）をしよう」に改め、同条第 3 項中「市長は」を「担当媒介事業者は」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「担当媒介事業者が」を削り、「市長へ届け出たときは、当該空き家について空き家バンク登録台帳への登録（以下「バンク登録」という。）をし、空き家バンク制度登録完了通知書（様式第 3 号）により、当該所有者に通知する」を「市長に提出する」に改め、同条第 4 項中「バンク登録」を「当該申込みに係るバンク登録」に改め、同条第 5 項ただし書中「ただし」の次に「、当該期間満了後」を加える。

第 5 条中「空き家登録者」を「物件登録者」に、「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に、「提出し」を「届け出」に改める。

第 6 条中「バンク登録を受けた空き家に係る所有権その他の権利に異動」を「前項の規定による申出」に改め、「、空き家バンク制度登録抹消申出書（様式第 5 号）の提出があったとき」を削り、「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

物件登録者は、当該バンク登録の抹消を希望するときは、空き家バンク制度登録抹消申出書（様式第 4 号）により、市長に申し出なければならない。

第 7 条第 10 号中「第 8 条の利用登録者」を「次条第 1 項に規定する利用登録をしようと

する者」に改める。

第7条の2第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、「本人確認書類」の次に「又は市の指定する電子的方法」を加え、同項後段を削り、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「者」を「こと。」に、同項第4号中「もの」を「こと。」に改める。

第8条中「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

第9条第1号及び第2号中「認められる」を「認める」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第7号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

利用登録者は、当該利用登録の抹消を希望するときは、空き家バンク制度利用者登録抹消申出書（様式第9号）により、市長に申し出なければならない。

第10条を削る。

第11条（見出しを含む。）中「空き家登録者」を「物件登録者」に改め、同条第4項中「立会う」を「立ち会う」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（結果報告）

第11条 担当媒介事業者は、物件登録者と利用登録者のバンク登録を受けた空き家に係る売買又は賃貸借の契約が成立したときは、遅滞なく当該売買又は賃貸借に係る契約書の写しを市長に提出しなければならない。

第11条の2及び第11条の3を削る。

別表第1中「個人番号カード」を「個人番号カード（個人番号の記載は不要）」に改める。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とする。

様式第6号中「第6条の」を「第6条第2項の」に改め、同様式を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第6号】

様式第7号及び様式第7号の2を削り、様式第8号を様式第7号とし、様式第9号を様式第8号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第9号】

様式第11号から様式第17号までを削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 62 号

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 241 号）の一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 1 号中「写し」の次に「その他の助成金の対象となる定期券の利用区間、有効期間等の内容が確認できるもの」を加える。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「令和 4 年度」の次に「及び令和 5 年度」を加える。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 63 号

伊賀市空き家バンク家財処分等事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家バンク家財処分等事業補助金交付要綱を廃止する告示
伊賀市空き家バンク家財処分等事業補助金交付要綱（令和元年伊賀市告示第 43 号）は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 64 号

伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「生ごみ処理容器（）」を「、生ごみ処理容器（）」に、「、市が」を「市が」に、「必要な」を「、必要な」に改める。

第 2 条中「定める」を「掲げる」に改める。

第 3 条中「規定する」を「掲げる」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（補助金の交付制限）

第 4 条 補助金の交付の対象となる処理容器の数は、1 世帯につき、コンポスト容器等については 3 年間で 2 基を、電動処理機については 6 年間で 1 基を限度とする。

第 5 条中「次」の次に「に掲げる処理容器の区分に応じ、当該各号」を加え、同条第 1 号中「本件」を「1 基につき」に、「3 分の 1」を「2 分の 1」に、「金額とし、その値に 100 円未満の端数があるときは切り捨てる。ただし、最高限度額は」を「額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし」に、「3,000 円」を「5,000 円を上限」に改め、同条第 2 号中「本件」を「1 基につき」に、「の 3 分の 1」を「に 2 分の 1」に、「金額とし、その値に 100 円未満の端数があるときは切り捨てる。ただし、最高限度額は」を「額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし」に、「2 万円」を「3 万円を上限」に改める。

第 6 条中「の申請」を削り、「しよう」を「受けよう」に、「及び」を「に」に、「市長に提出し」を「添付し、市長に申請し」に改め、同条ただし書中「補助金の交付を申請しようとする者について」を「申請者」に、「本条第 3 号」を「第 3 号」に、「規定する

処理容器設置後の写真は」を「掲げる書類の添付を」に改め、「ものとする」を削り、同条第2号中「からの」を「が発行する」に、「購入品名・数量」を「購入品名及び数量」に改め、「もの」の次に「に限る。」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 第3条第1号に規定する世帯主から委任を受けた者にあつては、その委任を証する
委任状

第7条中「受け」を「受けた場合は」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第9条の見出しを「(交付決定の取消し)」に改め、同条第1項中「補助対象者」を「補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた申請者」に、「該当した」を「該当する」に、「補助金の」を「当該」に改め、同項第1号中「補助金の」を削り、同項第2号中「補助金を他の用途に使用した」を「前号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を不相当と認める」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「補助金交付の決定」を「交付決定の全部又は一部」に改める。

第10条中「補助金交付の決定」を「交付決定の全部又は一部」に、「既に」を「当該取消しに係る部分に関し既に」に、「補助金の全部又は一部」を「期限を定めて当該補助金」に改める。

様式第1号中「1/3」を「1/2」に、「Aの額が3,000円」を「5,000円のいずれか少ない額」に、「Bの額が20,000円」を「30,000円のいずれか少ない額」に改める。

様式第2号中「伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定に基づき、下記」を「伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金を下記」に改める。

様式第3号中「伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき、又は目的外に使用した」を「偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときなど補助金の交付を不相当と認める」に改める。

様式第4号を次のように改める。

【様式第4号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以後における生ごみ処理容器の購入について適用し、同日前におけ

る生ごみ処理容器の購入については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 65 号

伊賀市就学援助費支給要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市就学援助費支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、義務教育の円滑な実施に資するため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、児童生徒の就学に必要な援助として伊賀市就学援助費（以下「就学援助費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「児童生徒」とは、次に掲げる者をいう。ただし、入学準備金の支給に関しこの要綱の規定を適用する場合にあっては、伊賀市立の小学校に就学予定の未就学児を含む。

- (1) 伊賀市立の小学校又は中学校に在籍している者
- (2) 伊賀市に住所を有する者で伊賀市外の小学校又は中学校への区域外就学をするもの

2 この要綱において「保護者」とは、児童生徒の親権を行う者、児童生徒の未成年後見人その他児童生徒を現に監護するものをいう。

(支給対象者)

第 3 条 就学援助費の支給の対象となる者（以下この条において「支給対象者」という。）は、保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、一の児童生徒について支給対象者に該当する者が複数いるときは、支給対象者は、そのうちの 1 人に限る。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 第 7 条第 1 項に規定する認定の日の属する年の前年（認定の日が 1 月 1 日から 3 月 1 日までの日の場合は、前々年）の世帯全員の所得の合計額が生活保護法第 8 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の 1.3 倍の額以内

である者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者

（就学援助費の種類）

第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費等（学用品費、新入学児童生徒学用品費、入学準備金、通学用品費、通学費、修学旅行費及び校外活動費（学校行事として行われる校外活動に係る費用に限る。以下同じ。）をいう。）

- (2) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に掲げる疾病の治療のための医療に要する費用をいう。以下同じ。）

- (3) 学校給食費

（就学援助費の額等）

第5条 就学援助費の額及び支給の条件等は、別表のとおりとする。

（支給の申請）

第6条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（生活保護法第11条第1項第2号に規定する教育扶助を受給している保護者（以下「教育扶助受給者」という。）を除く。）は、伊賀市就学援助費受給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、その者に係る児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を通じ、教育委員会に申請しなければならない。

（支給の認定）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、就学援助費の支給の認定（以下「認定」という。）を行うものとする。

2 教育委員会は、教育扶助受給者について認定を行うものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により認定を行ったときは、伊賀市就学援助費支給認定通知書（様式第2号）により当該認定に係る保護者及び学校長に通知しなければならない。ただし、教育扶助受給者について認定を行ったときは、当該認定に係る保護者への通知は、省略することができる。

4 認定の期間は、認定をした日から当該認定をした日の属する年度の末日までとする。

5 教育委員会は、認定に当たり必要があるときは、学校長、民生委員、児童委員等の助言を求めることができる。

(就学援助費の支給)

第8条 就学援助費は、認定を受けている保護者（以下「受給者」という。）に対し、認定をした日の属する月の翌月（認定をした日が月の初日であるときは、その月）分から支給する。

2 教育扶助受給者に対する就学援助費の支給は、修学旅行費に限り行う。

(就学援助費の支給方法)

第9条 就学援助費の支給は、受給者の銀行口座への振込みにより行うものとする。ただし、受給者が学校長に就学援助費の受領を委任したときは、学校長に支給することができる。

2 就学援助費の支給は、1学期分（4月分から7月分まで）を7月に、2学期分（8月分から12月分まで）を12月に、3学期分（1月分から3月分まで）を3月に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就学援助費の支給は、当該各号に定めるところに行う。

(1) 入学準備金 入学する予定の年度の前年度の末日までに受給者に支給する。

(2) 修学旅行費及び校外活動費（宿泊を伴うものに限る。） 学校長からの報告に基づき随時受給者（学校長に受領を委任したときは、学校長）に支給する。

(3) 医療費 医療機関からの請求に基づき、市が直接医療機関へ支払うことにより支給する。

(申請内容の変更)

第10条 受給者は、第6条の規定による申請の内容に変更があるときは、伊賀市就学援助費受給者変更届（様式第3号）により、学校長を通じ、教育委員会に届け出なければならない。

(支給の辞退)

第11条 受給者は、就学援助費の支給を辞退しようとするときは、就学援助辞退届（様式第4号）により、学校長を通じ、教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事象が発生した日の属する月の翌月（当該事象が発生した日が月の初日であるときは、その月）から認定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出がなされたとき。
- (2) 認定に係る児童生徒が死亡したとき。
- (3) 認定に係る児童生徒が転出したとき。
- (4) 受給者が第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (5) 受給者が就学援助費を目的外に使用したとき。
- (6) 虚偽その他不正の手段により就学援助費の支給を受けたことが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が就学援助費の支給を不相当と認めるとき。

2 学校長は、前項第2号から第6号までに掲げる事象を把握したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(返還)

第13条 受給者は、前条第1項の規定による認定の取消しにより支給を受けた就学援助費に返還すべき額が生じたときは、速やかに市に返還しなければならない。

(関係市町村との調整)

第14条 教育委員会は、第2条第1項第2号に掲げる者に係る就学援助費の支給について、関係市町村との協議により、その内容を調整することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	額		支給の条件等
学用品費	小学生	月額1,100円(4月分は1,160円)	
	中学生	月額2,150円(4月分は2,260円)	
新入学児童生徒学用品費	小学生	年額54,060円	4月1日に認定を受けた受給者で当該年度が小学校1年生又は中学校1年生である児童生徒に係るもの(当該年度の前年度に入学準備
	中学生	年額69,260円	

				金の支給を受けていないものに限る。) に対し支給する。
入学準備金	小学生	年額 54,060 円		3月1日時点の受給者で、次年度に小学校又は中学校に入学する児童生徒に係るものに対し支給する。
	中学生	年額 69,260 円		
通学用品費	月額 190 円 (4月分は 180 円)			小学校1年生又は中学校1年生の児童生徒に係る受給者には支給しない。
通学費	通学において利用する公共交通機関に要する費用の額			通学距離が小学生にあつては片道 4km 以上、中学生にあつては片道 6km 以上の児童生徒に係る受給者に限り支給する。
修学旅行費	修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学料その他参加した児童生徒の保護者が均一に負担する費用の額 (小学生の保護者は 30,000 円を、中学生の保護者は 70,000 円を上限とする。)			現に修学旅行実施後に認定を受けた受給者には支給しない。
校外活動費	宿泊を伴わないもの	小学生	年額 1,600 円	校外活動実施後に認定を受けた受給者には支給しない。
		中学生	年額 2,310 円	
宿泊を伴うもの	校外活動に要する交通費及び見学料の額			
医療費	医療費の額			事前に学校長から教育委員会へ医療券の発行の申請があつたもの限り支給する。

学校給食費	学校給食費の額	現に受給者が負担した場合に限り 当該受給者に支給する。
-------	---------	--------------------------------

伊賀市告示第66号

伊賀市不妊治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市不妊治療費助成事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不妊治療費助成（第3条—第7条）

第3章 先進医療費助成（第8条—第12条）

第4章 保険適用終了後の特定不妊治療費助成（第13条—第17条）

第5章 雑則（第18条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦が受ける不妊治療等に要する費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成の種類）

第2条 この要綱による助成の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊治療費助成
- (2) 先進医療費助成
- (3) 保険適用終了後の特定不妊治療費助成

第2章 不妊治療費助成

（不妊治療費助成の対象者）

第3条 不妊治療費助成の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦（治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向があるものに限る。）であること。

(2) 夫婦のどちらか一方又は双方が第6条の規定による申請をする日に本市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(不妊治療費助成の対象となる医療費)

第4条 不妊治療費助成の対象となる医療費(以下「不妊治療費助成対象医療費」という。)

は、医師が必要と認めた不妊治療(日本国内の医療機関で受診したものに限る。)であって、次の各号に掲げるいずれかの法律の規定により保険者がその費用の一部を負担し、又は助成することとなるものに係る費用のうち、当該保険者が費用を負担し、又は助成することとなる部分を除いたものとする。ただし、差額ベッド代(個室使用料を含む。)、食事代に係る費用及び証明書料は、対象としない。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる方法による治療等に係る医療費は、不妊治療費助成対象医療費としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- (2) 夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの
- (3) 妻が卵巣及び子宮を摘出した場合等により妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの

3 先進医療費助成の交付を併せて受ける場合は、前2項の規定により不妊治療費助成対象医療費となるもの(以下「保険医療自己負担分」という。)に加え、当該先進医療費助成の対象となる先進医療に係る費用も不妊治療費助成対象医療費とする。

(不妊治療費助成の額及び回数)

第5条 不妊治療費助成の額は、不妊治療1回に要した不妊治療費助成対象医療費の額(先

進医療費助成の交付を併せて受ける場合は、当該額から当該先進医療費助成の交付額を減じた額) から他の地方公共団体から支給された、又は支給される予定の同様の助成金の額を減じた額とし、不妊治療1回につき5万円を限度とする。

2 不妊治療費助成は、同一夫婦につき1子ごとに6回を限度とする。

(不妊治療費助成の交付申請)

第6条 不妊治療費助成の交付を受けようとする者は、原則として、不妊治療が終了した日から起算して60日以内に伊賀市不妊治療費助成等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 伊賀市不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- (2) 不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書
- (3) 戸籍謄本(外国人にあつては、婚姻継続証明書その他婚姻関係が分かる書類)
- (4) 住民票(世帯全員の続柄が分かるものに限る。)
- (5) 同一世帯に属さない事実婚の夫婦については、事実婚関係に関する申立書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(不妊治療費助成の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容等を審査し、当該申請に係る不妊治療費助成の交付の適否及び額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、不妊治療費助成の交付が適当であると決定したときは伊賀市不妊治療費助成等交付決定通知書(様式第3号)により、不適当であると決定したときは伊賀市不妊治療費助成等不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

第3章 先進医療費助成

(先進医療費助成の対象者)

第8条 先進医療費助成の対象となる者は、第3条各号に掲げる要件(同条第2号中「第6条」とあるのは、「第11条」と読み替えるものとする。)を満たす者とする。

(先進医療費助成の対象となる医療費)

第9条 先進医療費助成の対象となる医療費は、保険医療自己負担分に係る不妊治療と併せて実施された先進医療(以下「先進医療」という。)に係る費用とする。

(先進医療費助成の額及び回数)

第10条 先進医療費助成の額は、先進医療1回に要した費用の額に10分の7を乗じて得た

額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は5万円のいずれか少ない額とする。

2 先進医療費助成は、その回数を制限しない。

（先進医療費助成の交付申請）

第11条 先進医療費助成の交付を受けようとする者は、原則として、当該先進医療と併せて実施された不妊治療に係る第6条の規定による申請と併せて申請するものとする。

（先進医療費助成の交付決定等）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容等を審査し、当該申請に係る先進医療費助成の交付の適否及び額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、先進医療費助成の交付が適当であると決定したとき、又は不適当であると決定したときは、その内容を第7条第2項の規定による通知と併せて当該申請をした者に通知するものとする。

第4章 保険適用終了後の特定不妊治療費助成

（保険適用終了後の特定不妊治療費助成の対象者）

第13条 保険適用終了後の特定不妊治療費助成の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 保険医療自己負担分に係る不妊治療をその上限回数まで終了したこと。

(2) 保険適用終了後の特定不妊治療費助成の対象となる不妊治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(3) 生殖補助医療に係る保険医療機関において特定不妊治療（別表に規定する治療内容の治療をいう。）を受けたこと。

(4) 第3条各号に掲げる要件（同条第2号中「第6条」とあるのは、「第16条」と読み替えるものとする。）を満たすこと。

（保険適用終了後の特定不妊治療費助成対象となる不妊治療）

第14条 保険適用終了後の特定不妊治療費助成の対象となる不妊治療は、別表のAの項からFの項までのいずれかに該当する特定不妊治療であって、保険適用終了後引き続き行ったものとする。

（保険適用終了後の特定不妊治療費助成の金額及び回数）

第15条 保険適用終了後の特定不妊治療費助成の額は、前条の規定により保険適用終了後の特定不妊治療費助成の対象となる不妊治療に要した費用（食事代、入院費、文書料及

び凍結保存に係る費用等を除く。)の額とし、1回の不妊治療につき30万円(別表のCの項又はFの項に該当する不妊治療については、17万5千円)を限度とする。

2 保険適用終了後の特定不妊治療費助成は、県内他市町から同様の助成を受けた回数及び不妊治療費助成の対象となる不妊治療を受けた回数と合わせて8回を限度とする。

(保険適用終了後の特定不妊治療費助成の交付申請)

第16条 保険適用終了後の特定不妊治療費助成の交付を受けようとする者は、原則として、特定不妊治療が終了した日から起算して60日以内に伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成事業受診証明書(様式第6号)

(2) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書

(3) 第6条第3号から第5号までに掲げる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(保険適用終了後の特定不妊治療費助成の交付決定等)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容等を審査し、当該申請に係る保険適用終了後の特定不妊治療費助成の交付の適否及び額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、保険適用終了後の特定不妊治療費助成の交付が適当であると決定したときは伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成交付決定通知書(様式第7号)により、不適当であると決定したときは伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成不交付決定通知書(様式第8号)により当該申請をした者に通知するものとする。

第5章 雑則

(助成の交付)

第18条 市長は、第7条第1項、第12条第1項又は前条第1項の規定により不妊治療費助成、先進医療費助成又は保険適用終了後の特定不妊治療費助成(以下「各助成」という。)の交付を決定したときは、当該交付の申請をした者に口座振込により各助成の交付をするものとする。

(領収書等の保管等)

第19条 各助成の交付を受けた者は、当該交付の申請を行った日から1年間、交付を受けた各助成に係る不妊治療を行った医療機関が発行した当該不妊治療に係る医療費の領

収書及び明細書（以下「領収書等」という。）を保管しなければならない。

- 2 市長は、必要があると判断したときは、各助成の交付を受けた者に対して、領収書等の提出を求めることができる。
- 3 各助成の交付を受けた者は、市長から前項の規定による領収書等の提出の求めがあった場合には、領収書等を提出しなければならない。

（助成の返還）

第20条 市長は、各助成の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により各助成の交付を受けたとき。
- (2) 他の地方公共団体から各助成と同様の助成を受けたことにより、交付した各助成の額が第5条第1項、第10条1項若しくは第15条第1項に規定する額を、又は各助成（先進医療費助成を除く。）を交付した回数が第5条第2項若しくは第15条第2項に規定する回数を超えたとき。
- (3) 前条第3項の規定に違反したとき。

（関係帳簿等の備付け）

第21条 市長は、各助成の交付の状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、各助成の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱の廃止）
- 2 伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱（平成26年伊賀市告示第161号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱による助成事業の対象となった不妊治療は、各助成の対象としない。

別表（第14条、第15条関係）

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲 (胚移植のおおむね2週間後)	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	1日		新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		1日
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

*B: 採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵・準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

伊賀市告示第 67 号

伊賀市不育症治療費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市不育症治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、少子化対策の一環として、不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦が受ける不育症の治療等に要する費用の一部を助成することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる治療)

第 2 条 この要綱による助成（以下「助成」という。）の対象となる治療は、医師が必要と認め、国内の指定医療機関において受けた不育症治療（以下「治療」という。）とする。

(助成の対象者)

第 3 条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦（治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向があるものに限る。）であること。
- (2) 夫婦のどちらか一方又は双方が治療の期間及び助成の申請をする日のいずれにおいても本市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。

(助成の金額及び回数)

第 4 条 助成の額は、治療 1 回に要する費用（次に掲げる費用を除く。）の額とし、10 万円を限度とする。

- (1) 医療保険制度により保険者の給付が適用される費用
- (2) 食事代、入院費、文書料等の費用
- (3) 処方箋によらない医薬品等の購入に係る費用
- (4) 出産（流産、死産等を含む。）に係る費用
- (5) 他の地方公共団体で同様の助成を受けていた期間に係る治療の費用

(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により本市が実施する妊婦健康診査等費用助成事業による助成の対象となった費用

2 助成の回数は、1年度当たり1回を限度とする。

（助成の交付申請）

第5条 助成の交付を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日から起算して60日以内に伊賀市不育症治療費助成交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）

(2) 治療を受けた医療機関が発行する領収書

(3) 戸籍謄本（外国人にあつては、婚姻継続証明書その他婚姻関係が分かる書類）

(4) 住民票（世帯全員の続柄が分かるものに限る。）

(5) 同一世帯に属さない事実婚の夫婦については、事実婚関係に関する申立書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容等を審査し、当該申請に係る助成の交付の適否及び額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成の交付が適当であると決定したときは伊賀市不育症治療費助成交付決定通知書（様式第3号）により、不適当であると決定したときは伊賀市不育症治療費助成不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定により助成の交付を決定したときは、当該交付の申請をした者に口座振込により助成の交付をするものとする。

（助成の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があつたときは、当該助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

（助成台帳の整備）

第9条 市長は、助成の交付の状況を明確にするため、伊賀市不育症治療費助成事業台帳を整備するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱（平成26年伊賀市告示第161号）による不育症治療費助成事業の対象となった治療は、助成の対象としない。

伊賀市告示第 68 号

伊賀市介護サービス事業者等指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護サービス事業者等指導要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護サービス事業者等指導要綱（平成19年伊賀市告示第46号）の一部を次のように改正する。

本則（第8条第2号ただし書を除く。）及び様式第2号中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第1条中「指導」の次に「（以下「指導」という。）」を加える。

第5条第1項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「介護保険検査員証」を「介護保険検査員証」に改める。

第6条第2号中「実地に」を「、原則として実地に指導を」に改める。

第7条中「全ての」を「、全ての」に改め、同条第1号中「の選定基準」を削り、同条第2号中「の選定基準」を削り、同号ア(イ)中「その他市」を「(ア)の規定によるほか、市」に改める。

第8条第1号イ中「。（なお、集団指導に」を「（集団指導を」に改め、「とする。）」の次に「。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。」を加え、同条第2号アただし書中「したのでは」を「することで」に改め、「介護サービス事業者等の実地指導についてにより」を削り、同号イに次のただし書を加える。

ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティ確保を前提としてオンライン等を活用して行うことができる。

第8条第2号ウ中「事項及び」を「場合又は」に改める。

第9条第2項中「の日数」を「を実施する日数」に、「あたり」を「当たり」に、「するが」を「する。ただし」に改め、「ものとする」を削り、同条第3項中「における」を「の」に、「午前9時30分」を「、午前9時30分」に改める。

第12条中「、次に掲げる場合」を「次の各号のいずれか」に改め、「状況を確認した」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 69 号

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市立の小学校又は中学校に通う児童生徒の保護者に対し、食物アレルギーのため学校給食の代替として持参する弁当に要する経費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、予算の範囲内において伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、伊賀市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒のうち、次の各号のいずれかに該当するものの保護者とする。

- (1) 食物アレルギーのために学校給食の全部の代替として弁当の持参が必要な児童生徒
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める児童生徒
- 2 前項の規定にかかわらず、他の自治体の制度により、学校給食に係る費用の補助を受けているときは、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、弁当の持参により代替した学校給食 1 食につき別表に掲げる額とする。ただし、補助金の交付は、1 月当たり 17 食分を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊賀市学校給食

食物アレルギー対応補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及びその額の確定をしたときは、当該交付の対象者に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたときその他市長が補助金の交付を不相当と認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、当該交付済みの補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象者の区分	補助金の額
小学校に在籍する児童の保護者	280円
中学校に在籍する生徒の保護者	305円

伊賀市告示第70号

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則（平成17年伊賀市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び連絡協議会」を削り、同条第2項を削る。

第3条中「及び連絡協議会（以下「委員会等」という。）」を削る。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第4条の見出し中「と委員」を「及び委員」に改め、同条第1項中「委員会等」を「宅造委員会及び連絡協議会（以下「委員会等」という。）」に、「会長」を「それぞれ会長」に改め、同条第2項中「、副市長とし」を「副市長を」に、「、建設部長とする」を「建設部長をもって充てる」に改め、同条第3項中「会長に」を「それぞれ会長に」に「事故ある」を「事故がある」に、「会長が」を「当該会長が」に改め、同条第4項中「委員会等の委員は、別表に掲げる職員」を「宅造委員会の委員は別表第1に掲げる者を、連絡協議会の委員は別表第2に掲げる者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（宅地造成連絡協議会）

第4条 宅造委員会に伊賀市宅地造成連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置き、事業規模が5ヘクタール未満の宅地造成等事業に関し前条各号に掲げる事項を所掌する。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

教育長 上下水道事業管理者 企画振興部長 財務部長 人権生活環境部長 産業振興部長 建設部長 消防長 農業委員会事務局長 教育委員会事務局長 上下水道部長 連絡協議会委員

別表第2（第4条関係）

企画振興部総合政策課長 財務部管財課長 財務部財政課長 人権生活環境部生活環境課長 さくらリサイクルセンター所長 産業振興部農林振興課長 産業振興部農村整備課長 産業振興部商工労働課長 産業振興部中心市街地推進課長 建設部次長 建設部建設管理課長 建設部道路河川課長 建設部都市計画課長 上下水道部水道工務課長 上下水道部下水道課長 教育委員会事務局文化財課長 消防本部予防課長 農業委員会事務局次長

様式第1号中「第10条」を「第11条」に改める。

様式第2号中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第71号

伊賀市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の公衆衛生の向上及び健康の増進に必要な公衆浴場の確保を図ることを目的に、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第6条の規定により市内で公衆浴場を営む者に対し事業費の一部を補助するため交付する伊賀市公衆浴場確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により許可を受けている者が経営する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制額が指定されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、伊賀市内に存する公衆浴場を経営する者であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該公衆浴場を継続して経営する意思があること。
- (2) 当該公衆浴場の施設設備の衛生に必要な措置を講じ、関係法令に違反していないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 公衆浴場の運営に係る電気料金及び水道料金
- (2) 安全で衛生的な公衆浴場の維持のために必要であると市長が認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の申請をした日の属する年度における補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該年度の予算に定める額を限度とする。

(その他)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部改正)
- 2 健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第13号）の一部を次のように改正する。
別表7 健康推進課の表2の項を削る。

伊賀市告示第 72 号

伊賀市介護サービス事業者等監査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護サービス事業者等監査要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護サービス事業者等監査要綱（平成 19 年伊賀市告示第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関して行う」を「関する」に改め、「監査」の次に「(以下「監査」という。)」を加える。

第 2 条中「ついて、不正」を「係る不正」に改め、「おいて」を削る。

第 3 条中「実地指導を拒否した」を「運営指導（伊賀市介護サービス事業者等指導要綱（平成 19 年伊賀市告示第 46 号。以下「指導要綱」という。）第 6 条第 2 号に規定する運営指導をいう。以下同じ。）を拒否した」に、「実地指導（伊賀市介護サービス事業者等指導要綱（平成 19 年伊賀市告示第 46 号。）以下「指導要綱」という。）第 6 条第 2 号に規定する実地指導をいう。以下同じ。）」を「運営指導」に、「サービス内容等」を「サービス内容等」に改め、同条第 1 号中「及び相談等」を「、相談等」に改め、同条第 2 号中「及び地域包括支援センター等」を「、地域包括支援センター等」に改め、同条第 3 号中「から」を「により示される」に改め、「を示す事業者」を削り、同条第 5 号中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第 4 条第 1 項中「監査」の次に「の手續」を加え、「手續に基づき」を「とおりに」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 監査調書の作成 監査終了後は、監査調書を作成するものとする。

第 4 条第 2 項中「実地指導中に、指導要綱」を「運営指導中に指導要綱」に改め、同条第 3 項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第 4 項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「介護保険検査員証（指導要綱様式第 1 号）」を「指導要綱第 5 条第 2 項に規定する介護保険検査員証」に改め、同条第 5 項中「監査班」を「監査」に、「編成し」を「行い」に改め、「課長相当職以上」の次に「の職」を加える。

第5条第1項中「、監査終了後、監査調書を作成し」を削り、「いたらない」を「至らない」に、「当該サービス事業者等」を「当該監査の対象となったサービス事業者等」に、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「に定める介護サービス事業者等の監査の結果についてで」を「の規定により」に改める。

第6条第3号中「第78条の10、第115条の19、第84条、第115条の29及び第115条の45の9」を「第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号又は第115条の45の9各号に掲げる場合」に改める。

第7条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第1項中「に基づき」を「の規定により」に改め、「ものとする」を削る。

様式第3号中「平成」及び「㊤」を削り、「付け伊介第」を「付け 第」に改める。

様式第5号中「平成」及び「㊤」を削り、「付け伊介第」を「付け 第」に改める。

様式第7号中「平成」及び「㊤」を削り、「付け伊介第」を「付け 第」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第73号

職員に対する働きかけに関する取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

職員に対する働きかけに関する取扱要綱等の一部を改正する告示

(職員に対する働きかけに関する取扱要綱の一部改正)

第1条 職員に対する働きかけに関する取扱要綱(平成17年伊賀市告示第219号)の一部を次のように改正する。

第8条中「又は伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)第2条第6号」を「に規定する行政文書又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項」に、「行政情報」を「行政文書等」に、「開示又は非開示は、伊賀市情報公開条例」を「公開又は非公開は伊賀市情報公開条例」に、「又は伊賀市個人情報保護条例第19条」を「の規定に、開示請求に対する開示又は非開示は個人情報の保護に関する法律第82条」に改める。

(伊賀市が設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の一部改正)

第2条 伊賀市が設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱(平成21年伊賀市告示第132号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「定める」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号。以下「条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」に改める。

第2条第1号中「実施機関」を「市の機関」に改め、同条第3号中「条例第2条第2号」を「伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年伊賀市条例第1号)第2条第1項」に、「実施機関の」を「市の機関の」に、「実施機関を」を「ものを」に改める。

第3条中「講じること」を「講じるものとする」に改める。

第9条中「条例第16条第4号に該当し開示しない」を「法第78条第1項第5号に該当する場合は、開示しない」に改め、同条ただし書中「条例第17条の規定により、個人」

を「当該個人情報画像のうち個人」に、「個人情報画像を」を「部分を」に、「画像以外」を「部分」に、「及び当該画像」を「は法第79条の規定により、当該個人情報画像」に改める。

(伊賀市聴覚障がい者等携帯電話Eメール119番通報利用登録制度実施要綱の一部改正)

第3条 伊賀市聴覚障がい者等携帯電話Eメール119番通報利用登録制度実施要綱(平成23年伊賀市告示第127号)の一部を次のように改正する。

第8条中「伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部改正)

第4条 伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(平成24年伊賀市告示第186号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)第14条」を「個人情報の保護に関する法律第76条」に、「伊賀市個人情報保護条例の」を「個人情報の保護に関する法律の」に改める。

(住民票の写し等、戸籍証明書等及び印鑑登録証明書に関する交付申請書に係る開示請求処理要綱の一部改正)

第5条 住民票の写し等、戸籍証明書等及び印鑑登録証明書に関する交付申請書に係る開示請求処理要綱(平成24年伊賀市告示第187号)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号。以下「条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」に改める。

第3条中「条例第14条第1項」を「法第76条第1項」に、「基づき」を「より」に、「行政情報」を「行政文書等」に改め、「の各号」を削る。

(伊賀市認知症初期集中支援推進事業実施要綱の一部改正)

第6条 伊賀市認知症初期集中支援推進事業実施要綱(平成27年伊賀市告示第184号)の一部を次のように改正する。

第9条中「伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(伊賀市不法投棄監視カメラシステムの設置及び運用に関する要綱の一部改正)

第7条 伊賀市不法投棄監視カメラシステムの設置及び運用に関する要綱(平成28年伊

賀市告示第 81 号) の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「伊賀市個人情報保護条例 (平成16年伊賀市条例第16号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」に改め、同条第 2 項中「伊賀市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

(伊賀市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正)

第 8 条 伊賀市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱 (令和元年伊賀市告示第94号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「伊賀市個人情報保護条例 (平成16年伊賀市条例第16号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」に改める。

(伊賀市避難行動要支援者支援活動実施要項の一部改正)

第 9 条 伊賀市避難行動要支援者支援活動実施要綱 (令和 2 年伊賀市告示第 217 号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「伊賀市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

(伊賀市農産物販売価格低下対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第 10 条 伊賀市農産物販売価格低下対策事業費補助金交付要綱 (令和 2 年伊賀市告示第 233 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「「伊賀市個人情報保護条例 (平成16年11月 1 日条例第16号)」」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

(伊賀市 e モニター制度実施要綱の一部改正)

第 11 条 伊賀市 e モニター制度実施要綱 (令和 3 年伊賀市告示第 240 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条中「伊賀市個人情報保護条例 (平成 16 年伊賀市条例第 16 号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

(伊賀市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の一部改正)

第12条 伊賀市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱 (令和 4 年伊賀市告示第43号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「伊賀市個人情報保護条例 (平成 16 年伊賀市条例第 16 号)」を「個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第74号

伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付要綱（平成31年伊賀市告示第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「伊賀市起業・事業承継促進事業」を「伊賀市起業・経営革新促進事業」に改める。

第1条中「の改善」を「の革新」に、「事業改善」を「経営革新」に、「予算の範囲内で補助金」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金（以下「補助金」という。）」に、「予算の範囲内で補助金」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金（以下「補助金」という。）」に、「に定めるもののほか」を「第25条及び第26条の規定に基づき」に改める。

第2条第1号中「第2条第23項各号」を「第2条第23項各号」に、「規定する」を「掲げる」に改める。

第3条の見出しを「（補助金の交付の対象となる者）」に改め、同条中「交付対象者」を「交付の対象となる者」に改め、「補助対象事業」の次に「の区分」を加え、「者と」を「ものと」に改め、同条第3号中「風俗営業等」を「その営む事業が風俗営業等」に改め、同条第5号中「者である」を削る。

第4条第1項第1号及び第2号中「事業者等が」を削り、同項第3号中「事業承継支援事業」を「経営革新支援事業」に、「事業者等が世代交代を含めた」を「既存事業の」に改め、「や事業の改善」を削り、同条第2項中「かかわらず」の次に「、同項各号に掲げる事業であっても」を加え、「事業に要する次条に規定する補助対象経費」を「当該事業に要する経費であって補助金の交付の対象となるもの（次条において「補助対象経費」という。）」に、「種類」を「区分」に改め、同項第3号中「事業承継支援事業」を「経営革新支援事業」に改める。

第5条を次のように改める。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改装・改築費（改装・改築に係る設計費用を含む。）
- (2) 備品費（汎用性のある備品を除く。）
- (3) 消耗品費（原材料に係る費用を含む。）
- (4) 広告宣伝費（ホームページ作成等に係る委託費用を含む。）

2 補助金の額は、補助対象経費の額の合計額に2分の1以内の率で市長が定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業の区分に応じ別表第2に定める額を限度とする。

3 前項の場合において、補助対象経費について補助金のほかに国、県、市等から補助を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助に相当する額を差し引いた額を補助金の算定の基礎とする。

第6条中「もののほか、別表第4に定めるもの」を「とおり」に改め、同条第1号中「申請した」を「第7条の規定による申請及び第9条の規定による申請の」に改め、同条第2号中「補助金の交付申請」を「第9条の規定による申請」に改め、同条第3号中「事業所等」を「市長が特別の理由があると認める場合を除き、事業所等」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 補助対象事業が地域と連携した起業支援事業である場合にあつては、次のとおり

ア 市内の団体等（規約を有する組織・非営利法人）との間で連携の目的・内容・役割及び開設する事業所等の所在する地域への貢献に関する事項等を含む協定の締結を行うこと。

イ 空き家・空き店舗を活用すること。

(6) 補助対象事業が起業支援事業である場合にあつては、空き家・空き店舗を活用すること。

第7条中「のほか、別表第5に規定する書類を市長に提出し」を「をもって市長に申請し」に改め、同条第1号中「伊賀市起業・事業承継促進事業」を「伊賀市起業・経営革新促進事業」に改め、同条第6号中「伊賀市暴力団排除条例」の次に「(平成23年伊賀市条例第1号)」を加え、同条に次の2号を加える。

(8) 補助対象事業の区分に応じ別表第3に掲げる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8条の見出し中「及び」の次に「審査結果の」を加え、同条第1項中「応募申請」を「申請」に、「伊賀市起業・事業承継促進事業審査会」を「伊賀市起業・経営革新促進事業審査会」に、「事業者等の」を「当該申請に係る補助対象事業について」に改め、同条第2項中「審査会」を「前項」に、「尊重し」を「尊重して補助対象事業の採択の可否を決定し」に、「伊賀市起業・事業承継促進事業審査決定通知書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業審査結果通知書」に、「審査結果」を「当該採択の可否」に改める。

第9条中「前条の審査において事業」を「前条第2項の規定により補助対象事業」に、「伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付申請書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付申請書」に改め、「市長に」の次に「補助金の交付を」を加える。

第10条中「申請者」を「当該申請者」に改める。

第11条第1項中「により」を「による」に、「交付決定」を「交付の決定（以下「交付決定」という。）」に、「補助金の交付の決定を受けた事業」を「当該交付決定に係る補助対象事業」に、「事業を中止若しくは」を「補助事業を中止し、若しくは」に、「伊賀市起業・事業承継促進事業変更（中止・廃止）承認申請書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業変更（中止・廃止）承認申請書」に、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項中「伊賀市起業・事業承継促進事業変更（中止・廃止）承認通知書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業変更（中止・廃止）承認通知書」に、「補助事業者」を「当該補助事業者」に改める。

第12条第1項中「を市長に提出し」を「により市長に届け出」に改め、同条第2項中「伊賀市起業・事業承継促進事業実績報告書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業実績報告書」に改め、「のほか、別表第6に規定する書類」を削り、同項に次の2項を加える。

(6) 補助事業が地域と連携した起業支援事業又は起業支援事業である場合にあっては、開業したことが分かる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第13条の見出し中「補助金」の次に「の額」を加える。

第14条中「その他」を削る。

第15条第1項中「補助金の交付決定」を「交付決定」に改め、同条第2項中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改める。

第16条中「事業者等」を「補助事業者」に改め、「受けた」の次に「年度の」を加え、

「より」を「から」に、「伊賀市起業・事業承継促進事業状況報告書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業状況報告書」に、「提出し」を「報告し」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第17条中「事業者等」を「補助事業者」に、「事業者に」を「当該補助事業者に」に改め、同条第1号中「支給」を「補助金の交付」に改める。

別表第1中「事業の種類」を「補助対象事業の種類」に、「事業承継支援事業」を「経営革新支援事業」に改める。

別表第2を次のように改める。

補助対象事業の種類	補助限度額
地域と連携した起業支援事業	300万円
起業支援事業	150万円
経営革新支援事業	50万円

別表第3及び別表第4を削る。

別表第5中「事業の種類」を「補助対象事業の種類」に、「事業承継支援事業」を「経営革新支援事業」に改め、「(3) その他市長が必要と認める書類」及び「(2) その他市長が必要と認める書類」を削り、同表を別表第3とする。

別表第6を削る。

様式第1号中「伊賀市起業・事業承継促進事業」を「伊賀市起業・経営革新促進事業」に改める。

様式第2号中「伊賀市起業・事業承継促進事業審査決定通知書」を「伊賀市起業・経営革新促進事業審査結果通知書」に、「について審査の結果」を「の審査結果について」に、「伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付要綱」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱」に「第8条」を「第8条第2項」に改める。

様式第3号、様式第6号及び様式第7号中「伊賀市起業・事業承継促進事業」を「伊賀市起業・経営革新促進事業」に改める。

様式第8号中「伊賀市起業・事業承継促進事業」を「伊賀市起業・経営革新促進事業」に、「第12条」を「第12条第2項」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「伊賀市起業・事業承継促進事業」を「伊賀市起業・経営革新促進事業」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 75 号

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱（平成 17 年伊賀市告示第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 6 月 30 日」に改める。

別表第 2 期間の欄中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 6 月 30 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 76 号

伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市（以下「市」という。）の将来を担う若者の市外流出の抑制と市外の若者の市内流入、また、市内等での就業の促進を図ることを目的に、奨学金等の貸与を受けて修学した者が市内に定住して市内又は伊賀・山城南・東大和定住自立圏（以下「定住自立圏」という。）内の企業等にて就労し、及び奨学金等を返還する場合において、その返還を支援するため交付する伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金（以下「支援金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金等 次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学資金

イ 都道府県が貸与する奨学資金及び修学資金

ウ 都道府県教育委員会が貸与する奨学金

エ 都道府県の社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による教育支援資金

オ アからエまでに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 大学等 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、専修学校高等課程及び特別支援学校高等部をいう。

(3) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。

ア 雇用期間に定めがないこと。

イ 労働契約を締結し、かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。

ウ 雇用保険の一般被保険者とされること。

エ 被用者年金及び健康保険に加入すること。

(4) 市内企業等 市内又は定住自立圏内に事業所を有する法人その他の団体又は事業を営む個人であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア その営む事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業でないこと。

イ その営む事業に暴力団（伊賀市暴力団排除条例（平成 23 年伊賀市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に掲げる暴力団員をいう。以下同じ。）が支配的な影響力を及ぼすものでないこと。

（交付対象者）

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和 5 年 4 月 1 日以後新たに市内企業等に正規雇用により雇用された者であること。

(2) 奨学金等の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら当該奨学金等を返還していること。

(3) 支援金の交付を受けようとする年度の末日における年齢が 35 歳以下であること。

(4) 支援金の交付を申請する日において市の住民基本台帳に記録されており、同日以後 5 年以上継続して市に定住する（週 5 日以上寝食を行い、生活の拠点とすることをいう。）意思を有していること。

(5) 市税の滞納がないこと。

(6) 国家公務員及び地方公務員でないこと。

(7) 暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、次項に規定する金額の 2 分の 1 に相当する額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20 万円を限度とする。

2 支援金の額の算定の基礎となる金額は、第 6 条の規定による申請をする日の属する年の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（市内企業等に正規雇用により雇用され、市内又は定住自立圏内の当該市内企業等の事業所に勤務している期間に限る。）において当該申請をする者が返還した奨学金等（以下「交付対象奨学金等」という。）の額とする。

3 交付対象奨学金等は、その者が市内企業等に正規雇用により雇用された日の属する月又

は奨学金等の返還開始日の属する月のいずれか遅い月から起算して 60 月の間に返還した奨学金等に限るものとし、償還計画に基づかない繰上償還及び延滞分の返還に係る奨学金等を除くものとする。

(支援金の交付の調整及び限度)

第5条 前条の規定にかかわらず、市以外の団体（以下この条において「他団体」という。）から支援金の交付の対象となる奨学金等の返還に係る支援を受けている場合においては、支援金の額及び当該他団体から受ける支援に相当する額の合計額が交付対象奨学金等の額の4分の3を超えないよう、支援金の額を調整するものとする。

2 支援金の交付は、交付対象者1人につき通算100万円を限度とする。

(支援金の交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、1月1日から2月末日までの間に伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 奨学金等を貸与している機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- (2) 奨学金等の返済計画の全体を確認することができる書類の写し
- (3) 交付対象奨学金等の返済額を証する書類の写し
- (4) 在職証明書（様式第2号）
- (5) 大学等を卒業したことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により、支援金を交付することと決定したときは伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことと決定したときは伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた者は、伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金請求書（様式第5号）により、支援金の交付を市長に請求しなければならない。

4 支援金の支給は、前項の規定による請求において指定された金融機関の口座に振り込む

方式により行うものとする。

(調査等)

第8条 市長は、交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、支援金の交付に関し必要な調査を行い、及び申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が支援金の交付を不相当と認める行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により、当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分について既に支援金を交付しているときは、伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金返還命令書(様式第7号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。